第九条の二十三第一項中「前年度」を「当該年度の前年度の」に、「二月」を「の二月」に改め、同条第二項中「当該年度」を「各年度」に改める。

第二十条の二の十三第一項中「所得税額及び」を「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）の規定により課された防衛特別所得税額の全部」に、「復興特別所得税額を」を「復興特別所得税額及び防衛特別所得税額を」に改め、同条第二項中「所得税額及び」を「所得税額、」に、「の全部」を「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された防衛特別所得税額の全部」に、「復興特別所得税額を」を「復興特別所得税額及び防衛特別所得税額を」に改める。

第二十一条の二の二中「所得税額及び」を「所得税額、」に、「の全部」を「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された防衛特別所得税額の全部」に、「復興特別所得税額を」を「復興特別所得税額及び防衛特別所得税額を」に改める。

第二十四条の二の五第一号中「決定」を「命令」に改め、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第七十二条の二十四の十第四項の適用法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第二十八条第一項又は第二十九条の規定により同法第三条第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

第三十五条の十七第一項中「各期間」を「期間」に、「各徴収取扱費算定期間」を「徴収取扱費算定期間」に改め、同項第一号中「前年度十二月」を「当該年度の前年度の十二月」に、「前年度二月」を「二月」に改め、同項第二号中「前年度」を「当該年度の前年度の」に、「五月」を「当該年度の五月」に改め、同項第三号中「六月」を「当該年度の六月」に改め、同項第四号中「九月」を「当該年度の九月」に改める。

第三十五条の十八中「各徴収取扱費算定期間」を「徴収取扱費算定期間」に改め、「各道府県ごとの」を削り、「に係る」の下に「各道府県の」を加え、「を、」を「について、」に改める。

第三十五条の十九第一項中「当該道府県が」を削り、「金額をいう」を「金額」に改め、同項の表前年度一月から前年度三月までの項中「前年度一月」を「当該年度の前年度の一月」に、「前年度三月」を「三月」に改め、同表四月から六月までの項中「四月」を「当該年度の四月」に改め、同表七月から九月までの項中「七月」を「当該年度の七月」に改め、同表十月から十二月までの項中「十月」を「当該年度の十月」に改め、同条第二項中「当該道府県が」を削り、同条第三項中「に規定する各支払月」を「の支払月」に、「又は各」を「又は当該」に改め、「金額を、」の下に「その」を加え、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「係る額を」を「係る額を、」に、「において、当該」を「において」に改め、同条第五項中「第二項に規定する」を「第二項の」に、「ごとに支払う」を「に支払う」に改める。

第三十五条の二十一第一項中「当該下欄」を「それぞれ同表の下欄」に改め、同項の表六月の項中「前年度一月」を「当該年度の前年度の一月」に、「前年度三月」を「三月」に改め、「。以下この表において同じ。」を削り、「五月に他の道府県から」を「当該年度の五月に他の道府県から」に、「五月に他の道府県に」を「同月に他の道府県に」に改め、同表九月の項中「四月」を「当該年度の四月」に改め、「二十二分の十に相当する額」の下に「（当該期間内に法第七十二条の百十三第一項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額）」を加え、「八月に他の道府県から」を「当該年度の八月に他の道府県から」に、「八月に他の道府県に」に改め、同表十二月の項中「七月」を「当該年度の七月」に、「十一月に他の道府県から」を「当該年度の十一月に他の道府県から」に、「十一月に他の道府県に」を「同月に他の道府県に」に改め、同表三月の項中「十月」を「当該年度の十月」に、「二月に他の道府県から」を「当該年度の二月に他の道府県から」に、「二月に他の道府県に」を「同月に他の道府県に」に改め、同条第三項中「に規定する各交付月」を「の交付月」に、「又は各」を「又は当該」に改め、「金額を、」の下に「その」を加え、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「係る額を」を「係る額を、」に、「において、当該」を「において」に改め、同条第五項中「第二項に規定する」を「第二項の」に、「ごとに交付すべき」を「に交付すべき」に改め、同条第六項中「事項は」を「事項は、」に改める。

第三十七条の十三中「第百四条第七項」を「第百四条第八項」に改める。

第三十七条の十六第一号中「五十平方メートル（当該専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）」を「四十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）」に改め、同条第二号中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改める。

第三十七条の十七中「五十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）」を「四十平方メートル」に改める。

第三十七条の十八第一項中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改める。

第三十九条の二の四第一項第一号中「五十平方メートル（区分所有される住宅の居住の用に供する専有部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）」を「四十平方メートル」に改め、同項第二号中「五十平方メートル（当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合にあつては、四十平方メートル）」を「四十平方メートル」に改める。

第四十条及び第四十四条の二を削り、第四十四条の二の二を第四十四条とし、第四十四条の三を削る。

第四十四条の四中「第百五十一条第四項」を「第百四十九条第四項」に改め、同条を第四十四条の二とする。

第四十四条の四の二から第四十四条の十までを削る。

第四十四条の十一の見出し中「第百七十七条の七第三項の種別割」を「第百五十四条第三項の自動車税」に改め、同条第一項中「第百七十七条の七第三項」を「第百五十四条第三項」に改め、同条を第四十四条の三とする。

第四十六条の二の二第二項及び第四十八条の六第一項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第四十八条の九の八を削る。

第四十八条の九の七の三中「第三百十七条の三の三第四項」を「第三百十七条の三の三第五項」に改め、同条を第四十八条の九の八とし、第四十八条の九の七の二の次に次の一条を加える。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を要しない公的年金等の額）

第四十八条の九の七の三　法第三百十七条の三の三第一項第三号に規定する政令で定める金額は、公的年金等受給者（同項に規定する公的年金等受給者をいう。以下この条において同じ。）の住所在の市町村に係る第四十七条の三第一号の基本額として定める一定金額に、次の各号に掲げる当該公的年金等受給者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加えた金額とする。

一　六十五歳以上の公的年金等受給者　百二十万円

二　六十五歳未満の公的年金等受給者　七十万円